

## 静岡県優良介護事業所表彰選考委員会設置要綱

### (目的)

第1条 静岡県優良介護事業所表彰を実施するに当たり、被表彰候補者を選考するため、静岡県優良介護事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選考委員会は被表彰候補者の審査を行い、被表彰候補者を決定する。

### (組織)

第3条 選考委員会は、職場環境改善部門及びサービスの質向上部門の各部門について、委員5人以内で組織する。

2 委員は、介護サービスに関する学識経験者、関係福祉団体、行政のうちから静岡県健康福祉部長が委嘱する者とする。

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。なお、任期2年の終期は、2年目となる年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審査基準)

第5条 被表彰候補者の審査基準については、別表に定める。

### (会議)

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集するものとする。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

### (議事)

第7条 選考委員会の議事は非公開とする。

### (庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、健康福祉部福祉長寿局介護保険課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

別表

部門	項目	審査基準	参考値等
職場環境改善部門	(1) 介護職員の離職率・勤続年数	◆離職防止に向けた取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・過去3年間の離職率の平均 ・介護職員のうち、3年以上の勤続年数のある者の割合
	(2) 介護職員が有している資格	◆人材育成のための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・基準日時点の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合
	(3) 研修の実施状況	③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・外部研修、内部研修の参加状況
	(4) ワークライフバランスに基づく職場環境整備	◆働きやすい職場づくりのための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・年次有給休暇、産前・育児休業取得率
サービスの質向上部門	(1) 要介護度の維持・改善	◆要介護度の維持・改善のための取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	$\frac{\text{要介護度の維持者数 (A)} + \text{改善者数 (B)} \times 2}{\text{評価対象期間内にサービスを3ヶ月以上利用しその後当該期間内に更新・変更認定を受けた要介護 (要支援) 者の数 (C)}} \times 100$ ※A及びBはCの内数 ※評価対象期間は、表彰年度の前年度1年間
	(2) 重度要介護者・認知症高齢者への対応	④取組に波及・発展が期待できるか	・基準日時点の医療的ケア必要者 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の受入割合
	(3) 個別ケアの取組	◆利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重した取組 ①取組の成果が顕著であるか ②取組に独自性があるか ③取組に継続性があるか ④取組に波及・発展が期待できるか	・食事が経口摂取に移行した者の割合 ・排泄がオムツ使用からトイレ介助に移行した割合 ・入浴の機械浴使用者の割合
	(4) 地域との交流に基づく質向上のための取組	◆地域（外部）の視点を取り入れるなど、さらなる質向上のための取組 ①地域の事例検討会等に参加しているか ②困難事例を引き受けているか ③相談支援、情報発信に取り組んでいるか ④第三者評価を受審しているか	・地域包括支援センター等が実施する事例検討会（地域ケア会議等）等への参加回数 ・地域包括支援センターからの困難事例へのサービス提供実績 ・地域の相談苦情受理件数及び情報発信件数